

(様式第2号)

平成30年度第5回 芦屋市景観アドバイザー会議 会議要旨

日 時	平成31年 1月30日(水) 9:30~11:30
場 所	東館3階 中会議室
出席者	委員 花田 佳明, 武田 重昭 届出者 (1) 共同住宅, 商業施設等(業平町1番1外) 申請者 芦屋市 鹿嶋都市整備課長, 東山都市建設部主幹, 吉泉都市整備課主査, 高江都市整備課課員 設計者 **氏 事務局 白井都市計画課長, 山本都市計画課主査
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者2人中2人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に事務事業情報が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

ア 大規模建築物等の景観協議

(ア) 共同住宅, 商業施設等(業平町1番1外)

イ その他

(3) 閉 会

2 審議経過

(1) 共同住宅, 商業施設等(業平町1番1外)

平成30年8月10日付けで届出のあった建築計画について再度景観協議を行い, 主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 歩行者の滞留空間はパブリックスペースとして重要な要素である。有効活用がなされるよう, 更なる検討を行うこと。
- ・ J R芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業に係る景観検討については, 再開発ビル, 交通広場, 駅と再開発ビルをつなぐデッキ及び駅舎などの施設が一体的に調和することが重要である。よって, 各々の計画の進捗に併せ, 景観協議を行うこと。